

事 務 連 絡
令和3年1月21日

一般社団法人千葉県タクシー協会
会員事業者 各位

一般社団法人千葉県タクシー協会
専務理事 土屋 信乃夫

緊急事態宣言の再発令を受けた経済産業省の支援措置について

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

会員事業者各位には、平素より、千葉県タクシー協会の事業の運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、経済産業省より新型コロナウイルス緊急事態宣言の再発令に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中堅・中小事業者に対する支援（一時金）が決定し、別添資料のとおり公表されましたので、取り急ぎお知らせいたします。

タクシー事業につきましては、緊急事態宣言発令地域等における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたことにより、令和3年1月または2月の売上高が対前年比で50%以上減少していることが、一時金（最大40万円）を受け取れる条件となっておりますので、是非ご活用くださるようお願いいたします。

なお、今後、一時金の支給業務を担う事務局が決定し、申請方法・問合せ先等が公表されましたら会員事業者の皆様にお知らせいたします。

【問い合わせ先・担当者】

一般社団法人千葉県タクシー協会事務局

担当者：土屋

TEL：043-307-7002

FAX：043-307-7003

緊急事態宣言の再発令を受けた経産省の支援措置について

緊急事態宣言の再発令に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出自粛などにより影響を受ける事業者に対する支援を行います。

中小事業者に対する支援

中小事業者に対する支援

1) 売上の減少した中小事業者に対する一時金の支給

対象 緊急事態宣言※に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中堅・中小事業者
※東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県など緊急事態宣言発令地域を順次追加。

要件 緊急事態宣言の再発令に伴い、
① 1都3県の飲食店と直接・間接の取引があること、
または、
② 1都3県の不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたことにより、本年1月または2月の売上高が対前年比▲50%以上減少していること

支給額 法人は40万円以内、個人事業者等は20万円以内の額を支給
※算出方法：前年1月及び2月の事業収入－（前年同月比▲50%以上の月の事業収入×2）

2) 持続化補助金等の優先採択

- 3次補正予算案に計上した持続化補助金や事業再構築補助金について、緊急事態宣言による影響を受けたことを証明する事業者が申請をした場合は、審査において加点し、優先的に採択する。

3) 日本政策金融公庫等による実質無利子・無担保融資の運用の柔軟化

- 迅速な資金繰り支援を行うため、
- 直近1ヶ月未満（2週間以上）でも売上減少要件（小規模事業者の場合▲15%等）を判断できるよう運用を緩和する。
 - 月次の売上等を記載した「試算表」及び借入申込書の「押印」を不要にする。

形式：242KB) 

(PDF)

緊急事態宣言に伴うイベント関連の対応措置（J-LODlive補助金）

中小事業者に対する支援（一時金）

別添2
1月15日付

売上の減少した中小事業者に対する一時金の支給

緊急事態宣言^{*}に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、

売上が減少した中堅・中小事業者

^{*}東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県など緊急事態宣言発令地域及び協力金の上限額引上げの対象となる緊急事態宣言発令地域に準じた取組を行うことが特措法担当大臣により確認された地域を順次追加。

緊急事態宣言の再発令に伴い、

①緊急事態宣言発令地域等^{*}の飲食店と直接・間接の取引があること、
(農業者・漁業者、飲食料品・割り箸・おしぼりなど飲食業に提供される財・サービスの供給者を想定)
または、

②緊急事態宣言発令地域等における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたこと
(旅館、土産物屋、観光施設、タクシー事業者等の人流減少の影響を受けた者を想定)
により、本年1月または2月の売上高が対前年比▲50%以上減少していること

^{*}緊急事態宣言の対象地域以外の地域であって、協力金の上限が引き上げられる、ステージⅣに向けて感染が拡大している地域であり、緊急事態宣言発令地域と同じ飲食店の夜8時までの営業時間短縮などの4点の主な取組を実施する等の要件を満たすことが特措法担当大臣により確認された地域を含む。

法人は40万円以内、個人事業者等は20万円以内の額を支給

※算出方法：前年1月及び2月の事業収入－（前年同月比▲50%以上の月の事業収入×2）

前年の確定申告、対象月の売上台帳の写しとともに、宣誓書において、緊急事態宣言等によりどのような影響を受けたかを選択肢から選んで自己申告。

なお、一次取引先の納品書、顧客の居住地を示す宿帳、顧客名簿、入込観光客の統計等の保存を義務付け。

対象

要件

支給額

申請方法
(調整中)

一時金タクに最大40万円

経産省 3月にも支給開始

経済産業省は14日、新型コロナウイルス緊急事態宣言の再発令を受け、売り上げが減少した中堅・中小事業者向け一時金の概要を決定した。外出・宴会の自粛や時間短縮営業の影響を被った業種を対象とし、飲食店との取引先やタクシー会社、旅館、土産物店などに最大40万円を支給する。個人事業主は最大20万円、個人タクシーが該当する。運転代行業も当てはまる可

能性が高い。早ければ3月に支払いを開始する。一時金を受け取れる条件は、今年1月または2月の売り上げが前年同月比50%以上減少していること、となっている。

上げが落ち込んだ事業者」として、タクシーにも目が向けられた。同省は今後、支給業務を担う事務局の公募やシステムの構築に入る。審査には、前年の確定申告や対象月の売り上げ台帳の写しなどと

ともに、宣誓書への記入が必要になる。飲食店と直接・間接の取引がある業種には、農業・漁業や食料品、割りばし、おしぼりなどの業者が想定

東京、大阪など宣言再発令11都府県の飲食店と直接・間接に取引がある納入業者や、当該地域での外出自粛の直接的な影響を受けた事業者が対象になる。「人の流れが減ったことで売り

飲食店と直接・間接の取引がある業種には、農業・漁業や食料品、割りばし、おしぼりなどの業者が想定

されている。